

「創業・スタートアップ支援情報発信事業」業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

創業・スタートアップ支援情報発信事業業務委託

2 業務目的

WEBサイト「スタートアップポートヨコハマ」において、横浜での創業者や創業間もない企業、スタートアップに向けて、「横浜市の創業やスタートアップ支援に関する施策情報」・「官民合わせた様々な支援や関連イベント情報」・「本市施策等を活用し活躍している起業家の情報」などを幅広く発信する。そのことにより、横浜が創業やスタートアップを強力に支援することを広くPRし、多様なプレイヤーが参加する「スタートアップ・エコシステム形成に向けた風土づくり」を推進することを目的とする。

3 履行場所

主に横浜市内とする。

4 事業概要

(1) 事業実施期間

令和6年度から令和7年度の2か年とする。

(2) 委託契約期間

委託契約は単年度ごとの締結とする。

ア 令和6年度の委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

イ 令和7年度の委託契約については、令和6年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で次年度の契約を決定する。

ウ 令和7年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかった場合は、本市はその理由を付して通知する。

エ 令和7年度において、事業予算の減額または削除があった場合、当該事業は縮小または中止する。

オ 本市及び受託者は、業務の終了後に、横浜市市民協働条例第15条に定める事業評価を相互に行い、公表を行う。評価が良好でなかった場合は、事業期間内であっても委託契約を更新しない場合がある。

(3) 業務価格

令和6年度概算業務価格は3,000千円（税込）を上限とする。

提案書は、令和7年度の業務価格の上限をそれぞれ3,000千円（税込）と想定し作成すること。ただし、このことをもって令和7年度の業務価格を保証するものではない。

5 業務内容

(1) スタートアップポートヨコハマの運営

創業者や創業間もない企業、スタートアップに役立つ情報を発信するWEBサイト「スタートアップポートヨコハマ」 (<https://socialport-y.city.yokohama.lg.jp/>)において、当該情報発信が様々な分野での創業やスタートアップ支援に繋がるとともに横浜市のスタートアップ支援施策を広くPRできるように、次の業務を実施すること。

(2) WEBサイトの管理・運営

ア 管理・運営

WEBサイト「スタートアップポートヨコハマ」の管理・運営を行うこと。

※令和5年度に本市から受託している事業者より引き継ぎ運営すること。また、当受託事業が終了する際には、遅滞なく運営の引継ぎを行うこと。

イ アクセシビリティ及び文法等のチェック

「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン細則1WEBページ作成基準」及び「横浜市インターネット情報発信ガイドライン細則2WEBページのリンク基準」に準じたアクセシビリティへの配慮と文法等のチェックを行うこと。

※作業時期等は委託者の指示に沿って遂行すること。

ウ スタートアップ成長支援拠点運営事業者と連動したPR等

スタートアップ成長支援拠点の事業者と連動し、支援拠点において実施するスタートアップ支援プログラム等に関するPRを積極的に実施するとともに、「問い合わせページ」に問い合わせがあった場合は、委託者の指定する事業者へ速やかに連絡すること。

(3) WEBサイトのデザイン・レイアウトの変更

スタートアップ成長支援拠点に関する支援事業紹介や、これから創業する方や創業間もない企業、スタートアップ向けの情報を、より効果的に発信することができるサイトとするため、必要が生じた場合は、委託者と相談し、デザイン・レイアウトを変更すること。

(4) WEBサイト、SNS等からの情報発信

本市、公的機関及びその他の団体が行う創業者や創業間もない企業、スタートアップ向けのセミナーやイベント等の開催情報、助成金募集情報、市内の起業家に関する情報等を随時収集し、次のアからキまでの情報をWEBサイトから発信すること。

また、WEBサイトでの情報発信に加え、既存のメールマガジン、SNS (Facebook、X (旧 : Twitter) 等)により、発信を行うこと。

ア 横浜市の実施する創業スタートアップ支援支援企業の取組に関する情報 (随時)

イ 起業家へのインタビュー、創業・スタートアップ関連の最新の状況等に関する取材記事の情報 (6回以上/年)

ウ 創業者や創業間もない企業、スタートアップに役立つ助成金等の支援情報 (随時)

エ 創業者や創業間もない企業、スタートアップに有効なセミナーやイベントの情報 (随時)

- オ その他創業者や創業間もない企業、スタートアップの成長に繋がる情報（随時）
- カ メールマガジン(1回以上/月)
- キ Facebook、X（旧：Twitter）（随時）

※委託者から掲載依頼のあった情報に関しては、速やかにWEBサイト等に掲載すること。

※上記イの選定・掲載については、委託者と相談しながら実施すること。

※受託者が収集した情報に関しては、必要に応じて委託者の確認後、WEBサイト等へ掲載すること。

※様々なステージの創業する方や創業間もない企業、スタートアップが適宜必要な情報を受け取ることができるよう、「情報源」や「対象」を明確に発信すること。

(5) WEBサイトのPR

サイトへのアクセス数、メールマガジン登録者数、Facebook・X（旧：Twitter）いいね！数等を増加させる取り組みを実施し、WEBサイトの認知度を向上させること。

(6) 事業目的に沿った情報の収集

情報発信に向けて、本市を含めた公的機関やその他の団体等からの情報収集に加え、受託者が持つネットワークを活用し、行政では収集が難しい市内の創業者や創業間もない企業、スタートアップに関する情報や創業を取り巻く最新の状況等を幅広く収集・取材をすること。

6 成果物

ア 月次実績報告書の印刷物及びデータ

（前月の実績報告を毎月10日まで、最終月は契約期間内に提出） 1部

イ 前期実績報告書の印刷物及びデータ（10月15日まで） 1部

ウ 後期実績報告書の印刷物及びデータ（契約期間内に提出） 2部

エ 上記のほか、横浜市が必要と認める場合には業務の状況報告等の求めに応じること

7 条件・仕様など

(1) その他仕様

ア 当該業務は、横浜市契約規則によるほか、仕様書及び別途委託者と協議し、合意のもとで提出する事業計画書に基づき実施すること。

イ 委託期間開始日から着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。

ウ 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、本事業の目的を熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

エ 詳細事項、業務上重要な事項の選定及び内容に疑義を生じた場合については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。

オ 当該業務における経緯、資料などはすべて明確にしておかなくてはならない。

(2) 特記事項の遵守

業務の遂行にあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市市民協働条例12条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第2条）

8 委託料の支払い

委託料は、前期及び後期2回に分けて支払うこととし、提出された実績報告書を本市が検査した後に支払うものとする。

9 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

10 契約条件

この契約は、令和6年度予算が横浜市議会において可決された上、可決後以降に契約書を交わすことによって確定するものとする。